

## 未婚のひとり親家庭に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します

大分市では、ひとり親家庭を支援することを目的として、生計を同じくする20歳未満の子がいる未婚のひとり親へ、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。

○寡婦（夫）控除のみなし適用とは

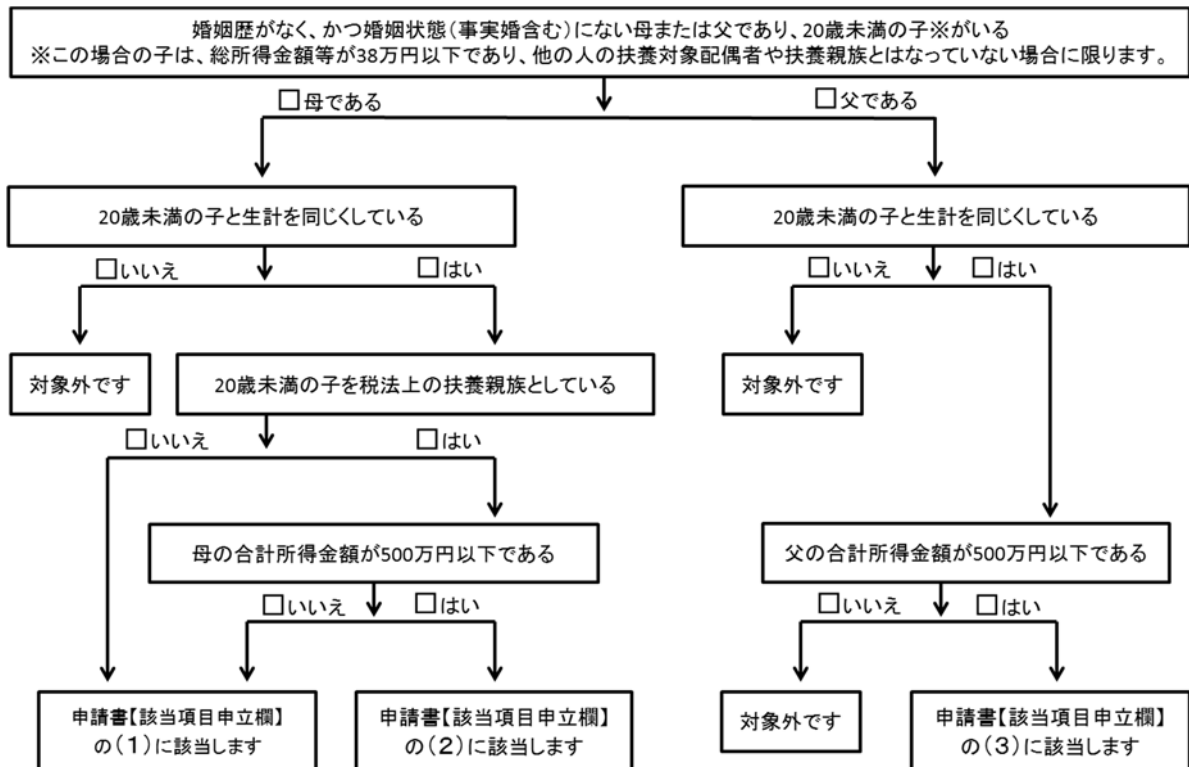
税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親が、大分市において裏面に記載する対象事業を利用するときに、申請に基づき、寡婦（夫）控除があるものとして所得を計算し、利用負担額や給付額等を決定（減免）するものです。

※1 税法上の寡婦（夫）控除が受けられる方は、対象となりません。

※2 所得の状況等によっては、利用負担額等が変更しない場合もあります。

※3 このみなし適用によって所得税や住民税等を見直すものではありません。

### 1 対象となる方のフローチャート



(注1)いずれも、所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請日の時点において要件を満たす必要があります。

(注2)みなし控除額の取り扱いは、対象事業等によって異なります。

### 2 申請方法

ご利用されている事業等の申請窓口（裏面参照）で申請してください。

○申請に必要なもの

(1) 申請書 (2) 印鑑

(3) 未婚の母又は父及び子の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）※

→未婚であることや、子との続柄を確認します

(4) 世帯全員分の住民票の写し（省略のないもの）※ →親子の生計同一関係や住所を確認します

※児童扶養手当の受給資格者は(3)、(4)を省略することができます。

大分市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業等一覧

H30.4現在

	事業名	説明	申請窓口	問い合わせ先
1	重度障害者等日常生活用具購入費支給事業	重度心身障がい者(児)に対し、障害の種別と程度に応じた日常生活用具購入費用の一部支給事業	障害福祉課	障害福祉課 097-537-5786
2	ストマ用装具購入に係る助成金	重度心身障がい者(児)に対し、障害の種別と程度に応じたストマ装具等購入費用の一部支給事業	障害福祉課	障害福祉課 097-537-5786
3	斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等	中学生以下の児童が斜視・弱視用矯正眼鏡(コンタクトレンズ含む)を購入等する場合の助成事業	障害福祉課	障害福祉課 097-537-5786
4	在宅心身障害者住宅設備改造費補助金	在宅の心身障がい者(児)のために住宅設備を改造する場合、その費用に対し、補助金を交付する事業	障害福祉課	障害福祉課 097-537-5786
5	福祉電話の設置及び電信電話料補助金	外出困難な在宅の重度身体障害者(1級又は2級)の日常生活における意思の疎通、緊急連絡の手段を図るため、福祉電話の貸与及び電話料金等の助成事業	障害福祉課	障害福祉課 097-537-5786
6	各種健(検)診にかかる自己負担金	乳がん検診などの各種検診を受診するための自己負担金	健康課	健康課 097-536-2562
7	子育て短期支援事業保護者負担金(利用料)	子育て短期支援事業を利用するために利用者負担金	子ども家庭支援センター	中央子ども家庭支援センター 097-537-5688
8	児童育成クラブ保護者負担金	児童育成クラブを利用するための利用者負担金	子育て支援課 各児童育成クラブ	子育て支援課 097-537-5675
9	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつく資格を取得するために養成機関で修業する場合に支給する給付金	子育て支援課	子育て支援課 097-537-5693
10	ひとり親家庭等日常生活支援事業利用者負担金	母子家庭の母または父子家庭の父及び寡婦を対象とした家庭生活支援員派遣サービスを利用するための利用者負担金	子育て支援課	子育て支援課 097-537-5693
11	助産費用負担金	助産施設に入所するための助産費用負担	子育て支援課	子育て支援課 097-537-5693
12	母子生活支援施設入所者負担金	児童福祉法に基づく入所者負担金	しらゆりハイツ	しらゆりハイツ 097-545-9502
13	保育料等	保育施設等(公立保育所での一時預かりを含む)や、病児・病後児保育事業を利用するための負担金	保育・幼児教育課	保育・幼児教育課 097-537-5794
14	大分市立幼稚園保育料	大分市立幼稚園の保育料	各市立幼稚園 保育・幼児教育課	保育・幼児教育課 097-537-5789
15	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園を除く)に就園する園児の保護者に対し、入園料・保育料の負担軽減を図る制度	各私立幼稚園 保育・幼児教育課	保育・幼児教育課 097-537-5789
16	未来自分創造資金(補助金)	高等学校等に入学予定の方に対する、給付型奨学資金制度	学校教育課	学校教育課 097-537-5903
17	就学援助	生活困窮と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助するための制度	各学校 学校教育課	学校教育課 097-537-5903